

八尾市告示第331号

八尾市可燃ごみ等収集運搬業務（第1区域）、八尾市可燃ごみ等収集運搬業務（第2区域）、八尾市可燃ごみ等収集運搬業務（第3区域）、八尾市可燃ごみ等収集運搬業務（第4区域）及び八尾市可燃ごみ等収集運搬業務（第5区域）について、条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び八尾市財務規則（昭和39年八尾市規則第33号。以下「規則」という。）第104条の規定により次のとおり公告する。

令和8年7月31日

八尾市長 山 本 桂 右

記

1 入札に付すべき事項

(1) 件名

ア 八尾市可燃ごみ等収集運搬業務（第1区域）（以下、「第1区域」という。）

イ 八尾市可燃ごみ等収集運搬業務（第2区域）（以下、「第2区域」という。）

ウ 八尾市可燃ごみ等収集運搬業務（第3区域）（以下、「第3区域」という。）

エ 八尾市可燃ごみ等収集運搬業務（第4区域）（以下、「第4区域」という。）

オ 八尾市可燃ごみ等収集運搬業務（第5区域）（以下、「第5区域」という。）

(2) 業務内容 共通仕様書及び特記仕様書に定めるとおり。

(3) 契約期間 契約締結日から令和14年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

以下の(1)又は(2)のいずれかの要件を満たす者であること。

(1) 単体法人又は個人事業者の場合

ア 令和8年度八尾市競争入札参加資格者名簿（物品、委託・役務等）において、取扱業種が大分類「廃棄物処理」小分類「一般廃棄物収集運搬」で登録されていること。

イ 本市において、事業系一般廃棄物（可燃ごみ）収集運搬業の許可を受けていること。

ウ 令和３年度以降に、国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第２条第１項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第２条第１項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人と本件入札に係る業務に類似する業務又は本市において塵芥車を用いた事業系一般廃棄物の収集及び運搬に係る業務の契約を締結し、かつ、これを履行した実績を有していること。

エ 本件業務を自ら行う者であること。

オ 契約締結日から本市が指定する日までに、本件業務に必要な事務所、車両及び駐車場所を確保できること。

カ 契約締結日から本市が指定する日までに、本件業務に必要な従業員を雇用し、又は雇用できること。

キ 公告の日において、資本金の額が300万円以上であること。

ク 令和６年度及び令和７年度における本市の事業系一般廃棄物の搬入量がいずれも300 t 以上の実績があること。

ケ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第７条第５項第４号イからルまでのいずれにも該当しない者であること。

コ 公告の日から入札参加資格審査申請受付締切の日までの間において、八尾市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置（以下「入札参加停止措置」という。）、本件業務に関連する法令に基づく営業停止処分（以下「営業停止処分」という。）及び八尾市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除措置（以下「入札等排除措置」という。）を受けていないこと。

サ 八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号）第２条第２号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第３号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）でないこと。

(2) 共同企業体協定を構成員間で締結することによって設立された共同企業体（以下「共同企業体」という。）の場合

ア 共同企業体の構成員の全てが 2 (1)アからサまでの要件を満たすこと。

イ 共同企業体は、第 1 区域から第 5 区域までのいずれの区域においても 2 者で構成していること。

ウ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の者とする事。

エ 令和 8 年 8 月 12 日までに共同企業体協定を締結していること。

3 条件付一般競争入札参加資格審査申請書及び仕様書等

公告の日から入札参加資格審査申請受付締切の日までの間に本市のホームページに条件付一般競争入札参加資格審査申請書及び仕様書等を掲載するので、これらをダウンロードすること。

ホームページの URL <https://www.city.yao.osaka.jp/>

4 入札参加資格審査申請手続

(1) 入札に参加を希望する者は、次に掲げる入札参加資格審査申請書類（以下「申請書類」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。なお、共同企業体で本件入札に参加する場合、申請書類のうちイ、ウ及びエについては、全ての構成員の書類を提出すること。

ア 条件付一般競争入札参加資格審査申請書

イ 本市の事業系一般廃棄物（可燃ごみ）収集運搬業許可証の写し

ウ 法人にあっては登記事項証明書（履歴事項証明書）、個人にあっては申請者の住民票の写し

エ 実績調書及びこれを証明する契約書、発注書等の写し

オ 共同企業体にあっては、共同企業体協定書

(2) 複数の業務に係る入札に参加を希望する者は、各入札に係る条件付一般競争入札参加資格審査申請書を提出し、それぞれ入札参加資格の審査を受けなければならない。この場合において、申請書類のうち 4 (1)イからエまでの書類については、書類が重複するため 1 部のみの提出で足りる。

(3) 申請書類は、入札参加資格審査申請受付期間内に受付場所に持参又は郵送により提出しなければならない。

(4) 申請書類を郵送により提出する場合は、次の方法によること。

ア 申請書類は、一般書留郵便、簡易書留郵便又はレターパックプラスのいずれかの方法により、郵送すること。

イ 申請書類は、受付期間内に到達するように郵送すること。ただし、受付期間の開始日から令和８年８月12日までの郵便局の受領日付が封筒に表示されたものは、受付期間内に到達したものとする。

ウ 申請書類を郵送した後に、発送した旨の電話連絡を行うこと。

電話連絡先 八尾市環境部環境事業課

電話 072-991-6254（直通）

5 入札参加資格審査申請受付

(1) 受付期間 令和８年７月31日から同年８月12日までの日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時まで

(2) 受付場所 八尾市高美町五丁目２番２号

八尾市清掃庁舎内１階

八尾市環境部環境事業課

6 入札参加資格審査の結果通知

申請書類により入札参加資格を審査し、その結果については、令和８年８月19日に電子メールにより通知する。なお、入札参加資格を認められなかった者に対しては、理由を付して通知する。

7 入札関係資料の配付

入札書等の入札関係資料は、入札参加資格を認められた者に対して、令和８年８月19日に電子メールにより配付する。

8 仕様書等に対する質問及び回答

(1) 仕様書等に対する質問は、入札参加資格を認められた者が電子メールにより行うこととし、その他の方法によるものは、一切受け付けない。なお、質問を行う場合は、受信確認のための電話連絡を行うこと。

ア 質問受付期間 令和８年８月19日から同月24日正午まで

イ 問合せ先 八尾市環境部環境事業課

電子メールアドレス kankyougigyoka@city.yao.osaka.jp

電話 072-991-6254（直通）

- (2) 受け付けた質問及びその回答は、入札参加資格を認められた全ての者に対して、令和8年8月28日午後4時までに電子メールにより通知する。

9 入札に参加することができない者

- (1) 入札参加資格審査申請受付締切から入札執行時までの間において、廃棄物処理法第7条第5項第4号イからルまでのいずれかに該当する者及び入札参加停止措置、営業停止処分又は入札等排除措置を受けている者
- (2) 入札参加資格審査申請受付期間内に申請をしなかった者又は入札参加資格を認められなかった者
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者で、入札執行時において、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けていないもの
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者で、入札執行時において、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けていないもの

10 契約条項を示す場所

八尾市高美町五丁目2番2号

八尾市清掃庁舎内1階

八尾市環境部環境事業課

11 入札保証金

規則第106条に規定する入札保証金は、規則第108条各号のいずれかに該当する場合はその全部又は一部を免除する。ただし、入札保証金の納付を免除された場合において、落札者が契約を締結しないときは、違約金として落札金額（1年当たりの契約金額に換算した金額）（税込）の100分の3に相当する金額を徴収するものとする。

12 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時

件 名	日 時
-----	-----

ア 第 1 区域	令和 8 年 9 月 3 日（木） 午後 2 時 00 分
イ 第 2 区域	同日午後 2 時 30 分
ウ 第 3 区域	同日午後 3 時 00 分
エ 第 4 区域	同日午後 3 時 30 分
オ 第 5 区域	同日午後 4 時 00 分

(2) 場所 八尾市本町一丁目 1 番 1 号

八尾市役所本館 4 階 入札室

13 入札の中止等

- (1) 入札に参加する者の数が 2 に満たない場合は、入札を中止する。
- (2) その他入札の中止等については、建設工事等競争入札心得第 5 条に定めるところによる。

14 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。ただし、次のいずれかに該当すると本市が判断した場合は、落札者とならないことがある。

ア 当該入札価格では契約の内容に適合した履行がされないおそれがあること。

イ その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれあって著しく不適當であること。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者の数が 2 以上であるときは、くじにより落札者を決定する。
- (3) 第 1 区域を 1 番目、第 2 区域を 2 番目、第 3 区域を 3 番目、第 4 区域を 4 番目、第 5 区域を 5 番目として落札候補者を決定するものとし、先の 2 案件で落札者（共同企業体が落札者である場合には、各構成員についても落札者とみなす。）となった者（当該落札者を構成員とする共同企業体を含む。）は、以降の入札に参加することができない。

15 入札の無効

規則第 111 条各号のいずれか又は建設工事等競争入札心得第 7 条各号のいずれかに該当する入札及び虚偽の申請を行った者のした入札は、無効とし、

無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

16 契約の締結

開札日から契約締結日までの間において、落札者が廃棄物処理法第7条第5項第4号イからルまでのいずれかに該当する場合、入札参加停止措置、営業停止処分若しくは入札等排除措置を受けている場合又は暴力団員若しくは暴力団密接関係者に該当すると認められる場合は、契約を締結しない。この場合において、本市は一切の責めを負わず、及び落札者が入札保証金の納付を免除された者であるときは、違約金として落札金額（1年当たりの契約金額に換算した金額）（税込）の100分の3に相当する金額を徴収するものとする。

17 その他の事項

(1) 申請書類の受付をしないもの

ア 申請書類に不備のある場合（仮受付もしない。）

イ 提出期限を経過した場合

(2) その他の注意事項

ア 受け付けた書類は、理由のいかんにかかわらず、一切返却しない。

イ 入札要領及び建設工事等競争入札心得を理解の上、入札に参加すること。

ウ 入札の参加人数は、1事業者1人とする。

18 問合せ先

八尾市高美町五丁目2番2号

八尾市清掃庁舎内1階

八尾市環境部環境事業課

電話 072-991-6254（直通） F A X 072-999-4625